

# Financial Adviser

12

No.169  
DEC. | 2012  
[www.kindai-sales.co.jp](http://www.kindai-sales.co.jp)  
平成24年12月1日発行(毎月1回1日発行)  
平成11年6月14日第3種郵便物認可  
第14巻第12号通巻169号

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイザー

InterView  
FP opinion  
Vol.30

「すべての人々が笑顔で  
相続を迎える、  
そのお手伝いをすることが  
私たち相続診断士の役割です」

一般社団法人相続診断協会 代表理事  
相続診断士 税理士

小川 実 氏





InterView  
FP opinion  
Vol.30

協会設立から1年足らずで  
相続診断士は約2000名を数える

——はじめに、一般社団法人相続  
診断協会と、協会が認定する相続  
診断士資格について、簡単にご説  
明ください。

**小川** 相続診断協会は、皆さまの  
相続手続を円滑に進めるために、  
相続に関する問題点の指摘や情報  
提供を行うとともに、弁護士、司法  
書士、税理士、行政書士、その  
他の専門家の紹介を行う相続診断  
士を育成し、相続に関する問題意  
識の啓発と相続診断を社会に普及  
させることを目的とした団体です。

平成24年10月現在、相続診断士  
の資格取得者数は、平成23年12月  
の協会設立から1年足らずで約2  
000名に達しました。この10月

# 「すべての人々が笑顔で相続を迎える、 そのお手伝いをすることが 私たち相続診断士の役割です」

超高齢社会に突入し大相続時代を迎えた日本。

一家の大黒柱が他界したあと遺族の間で財産分けが紛糾し

家族がバラバラになるなどの“争続”は後を絶たない。

こうした中、平成23年12月、相続に関する悩みをうかがい、

弁護士や税理士などの専門家への橋渡しを行う

「相続診断士」資格が誕生した。

相続診断協会の代表理事である税理士・相続診断士の小川実氏に、

協会設立と相続診断士資格に込めた想いについて

お話をうかがった。

編集部=聞き手・構成 大野真人 =写真

一般社団法人相続診断協会  
相続診断士 税理士  
**小川 実 氏**  
代表理事

から試験制度の利便性を高めるた  
め、全国120カ所以上の会場で、  
自由な場所と時間を選んで試験を  
受けられる全国会場型随時試験方  
式に変更しました。資格取得者数  
は年内には3000名を超えるの  
ではないかと予想をしています。  
相続診断士とは、一言で表せば、  
「笑顔相続の道先案内人」です。  
相続に関する広く多岐にわたる問  
題を理解し、一般の皆さまへの啓  
蒙活動を行います。その中で、相  
続についてトラブルが発生しそう  
な場合には、事前に専門家に橋渡  
しを行い、問題の芽を早めに摘み  
取り、相続を円滑に進める社会的  
な役割を担います。

国税庁「平成22年分の相続税の  
協会設立から1年足らずで約2  
000名に達しました。この10月

申告の状況について」によると、平成22年の死亡者数約120万人のうち、相続税の申告書の提出を要した被相続人は約5万人で、課税割合は4・2%にすぎません。

一方、最高裁判所「司法統計年報（平成22年）」によると、家庭裁判所に持ち込まれた相続関連の相談件数は約18万件、このうち遺産分割調停に及んで調停が成立した事件は1万件を超え、しかもそのうちの約73%が相続財産5000万円以下ということです。

一般に相続というと「財産が少ないから心配ない」「家族円満だから分割で揉めない」と耳にしますが、遺産が多いから揉めるわけではなく、誰でも“争族”になる可能性を持っているのです。

### 相続に悩む人たちに 専門家が対応し切れていない

一<sup>次</sup>に、相続診断協会設立の経緯についてお聞かせください。

**小川** 私は現在、税理士法人HO

Pの代表社員・税理士を務めています。税理士登録をしたのが平成10年3月で、平成14年4月に現在の税理士法人を設立しました。なぜ、税理士法人にしなければならなかつたのか、その理由は二つあります。一つは、個人事務所のままでは業務ノウハウが蓄積しにくかつたこと。もう一つは、お客さまの相続・事業承継に、私がいなくなつたあともしっかりと対応しなければならないと感じたことです。

税理士としてのミッションは二つあります。一つは、“中小企業のかかりつけ医”であること、もう一つは“争族”をなくしたいということです。

10年ほど前の案件でした。お父さまが亡くなられ、相続人はお母さまと長男と長女という親族関係の相続で、家族の関係が壊れてしまつたというケースでした。遺産分割協議書と相続税申告書に印鑑をいただくという手続きの際、お母さまが「私の人生つて何だったた

のかなあ」と無念のお気持ちを漏らされ、税理士として切ない思いを持った記憶が今まで甦ります。

こうした思いが背景にあり、平成22年に『リスク回避のための生前相続のススメ』（ぎょうせい）を著しました。相続の手続きや遺産分割に関する知識とトラブル回避の処方箋をまとめたもので、巻末には、エンディングノートのサンプルを掲載しました。

「生前相続」や「遺言」に関するセミナーも開催しました。ところが、遺言となると一般の方にはハードルが高く、なかなか作成していただけません。相続には関心があるのに遺言作成の行動につながらない場合には、二つの理由がありました。

一つは、相続や遺言は、死をリアルに連想する作業であり、本能的に取り組みにくいこと。もう一

つは、現在、相続を迎えるようとしている70歳代から90歳代の人の多くが、昭和22年5月2日以前の「家督相続」制度で財産を引き継いで

いるため、今日の、相続人が平等に遺産を承継する相続になじめないという点も挙げられます。

相続について専門家に相談するケースが少ない点に関しては、「わずかな財産なのに専門家に相談してよいのだろうか」といった相談者の理由と、相続問題に精通した専門家の人数が少なく、相続税が課税される一部の人々にしか対応しきれないという専門家側の理由があると思います。

こうした問題をなくしたいといふ思いから、相続診断協会の設立に至つたというわけです。

### 「争続」は誰にでも起こりうる 課題であり事前の対策が必要

——やはり、“争続”は一般の人々にとっても他人事ではない、身近な問題と言えるのでしょうか。

**小川** 一般的な例で考えてみましょう。自宅の土地建物5000万円、預貯金1000万円の財産を持つ人が亡くなり、相続人は、長

男、次男の2人だったとします。

現行の相続税制であれば相続税がかかる心配はありません。ところが、このケースは、「争続」が大いに心配されます。

長男が土地建物5000万円を相続するとしましよう。次男が相続できるのは、預貯金の1000

万円のみ。先祖代々の土地建物を、

売却したり分割することは容易ではありません。仲の良かった兄弟でも、「なぜ兄だけが土地建物を相続して、私は預貯金だけなんだ」と不満が表れるもの。長男、次男が異なれば、なおさら争いの種は

がそれぞれ家族をもち、経済状況が増えていき、当事者が増え收拾がつかなくなるからです。

## 「相続診断士とは、一言で表せば、『笑顔相続』の道案内人』です

平等を期すために土地建物の持ち分を共有にしても、問題解決にはなりません。相続が代をまたいでいくと、共有持ち分がさらに分割されていき、当事者が増え收拾

このようなケースでも、事前に対策を講じておけば、相続人間の争いを防ぐことは可能です。

例えば、被相続人を被保険者、保険金受取人を長男とする生命保険1000万円に加入し、相続時に長男が受け取る保険金を代償分割として次男に渡すことができれば、次男は預貯金とあわせて2000万円を手にすることができます。

代償分割がポイントで、受取人を長男にすることで資産を長男に集中させ、長男から次男に保険金を渡すことによって、「土地建物を分けられない代わりに生命保険金を渡す」意思を示すことができ、揉めることも少なくなるというこ

とで、増えていきます。

相続診断士が多くの皆さまの  
笑顔相続を支援していきたい

——一人でも多くの『争続』をなくすために、相続診断士にはどのような役割が求められるでしょうか。

小川 相続診断士の皆さんには、

名刺に資格名を記載するなどして、まずは多くのお客さまに、相続専門の資格者であることの案内をしていただきたいと思います。相続は、資産を引き継ぐことより、被相続人の生き方や思いを伝えることがなにより重要です。相続診断士とのふれあいをきっかけに、多くの方に笑顔相続を迎えていただきたいと心から願っています。



小川実氏

一般社団法人相続診断協会代表理事、相続診断士。税理士法人HOP代表社員、税理士。成城大学経済学部卒業後、河合康夫税理士事務所、インベストメントバンク勤務を経て、税理士開業。平成10年3月税理士登録、平成14年4月税理士法人HOP設立。平成18年3月慶應義塾大学補佐人講座受講。平成19年4月～平成20年3月成城大学非常勤講師。合格科目は簿記論・財務諸表論・所得税法・相続税法・消費税法。休日は、キックボクシングが趣味で週に1回程度、ジムに通う。現在はK-1のレフェリーも務める。主な著書に、『改正消費税の実務ポイントと対応策』(ぎょうせい)、『リスク回避のための生前相続のススメ』(ぎょうせい)がある。

# 「大相続時代」の備えに必要な資格登場

## 相続診断士<sup>®</sup>

笑顔で相続を迎えて頂く為の資格、「相続診断士」を取得しませんか？



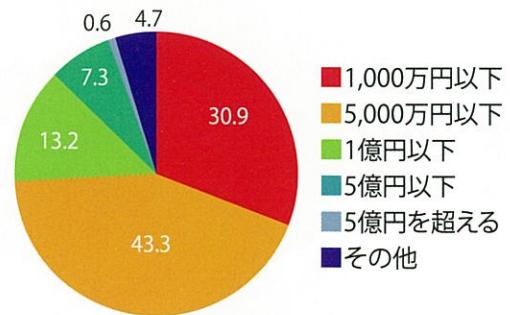
「相続診断士<sup>®</sup>」が不足しています。

日本全体では、1年間で約50兆円規模の遺産が受け継がれていく「大相続時代」。家計に大きな贈り物となる可能性もありますが、遺族の争いに発展することも多い相続問題。

実際、家庭裁判所での相続関連の相談は約18万件と10年前の2倍に増えています。

また、相続はお金持ちだけの問題という誤った認識が、一般家庭の相続準備を怠り、問題を複雑にしています。実際、司法統計年報(平成22年度版)によると、紛争件数の74%が相続税と関係ない5000万円以下の遺産分割で揉めています。遺産が多いから揉めるのではなく、100人いれば100通りの相続があり、どこの家庭にも、きちんと相続に対しての準備と助言が必要な時代です。

「相続」が「争族」にならない為に、笑顔で相続を迎えるお手伝いをするのが「相続診断士」の求められる社会的役割です。まさしくこれからの中社会に求められる資格です。



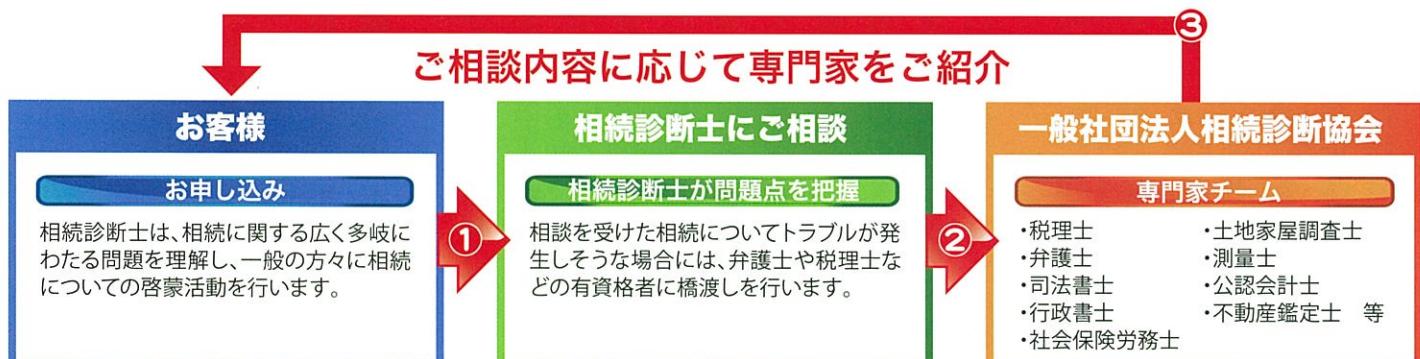
最高裁判所の「司法統計年報」(平成22年)より

『相続診断士』が、お客様から気軽に相続のお話を伺い、当協会登録の経験豊富な弁護士・税理士・司法書士・行政書士などをご紹介し、専門家から適切なアドバイスを受けることが出来ます。

- |             |          |
|-------------|----------|
| 財産を 分けられるか? | ➡ 遺産分割   |
| 相続税を 払えるか?  | ➡ 納税資金   |
| 相続税を 減らせるか? | ➡ 相続税の軽減 |

上手く分けられず  
キャッシュがないと  
必ずもめる、争族」に…

特に、「不動産」「自社株」「未上場株」がある方は、事前の対策が必須！



「相続診断士」は、一般社団法人 相続診断協会の登録商標です。

# 「相続診断士」の試験は？

受験者に合わせて2種類の試験方法があります。試験方法により試験費用が異なります。団体の場合には社内出張試験が便利でお得になっています。



## 試験方法

- 社内出張試験の場合 31,500円（消費税込）  
(試験会場のご用意・テキスト等一括発送・認定証一括発送が条件となります)
- 一般試験の場合 (CBT方式) 36,750円（消費税込）

教材：テキスト・講義DVD（約3時間）・受験料・資格認定料込み

※再受験費用：15,750円（消費税込）→ CBT方式にて受験

※CBT試験とは：Computer Based Testingの略称。コンピューター試験による全国会場型随時試験で、全国会場での随時試験（予約から試験実施まで）です。1年中、いつでも好きな時間・場所で受験が出来る試験方式です。

● 更新期間：2年毎 更新テスト（必須） 15,750円（消費税込）

- 社内出張試験のお申し込みは協会にメール又はお電話でお願いします。 E-mail:[info@souzokushindan.com](mailto:info@souzokushindan.com)
- 一般試験のお申し込みはホームページからお願いいたします。 Web:[www.souzokushindan.com](http://www.souzokushindan.com)

## もしもに備え、気持ちを伝えるエンディングノート

エンディングノートを書くことで、これから生き方が見えてくる！いまより豊かに生きるために「片付け・病気・介護・葬式・お墓」などに関する考え方・決め方・伝え方を、1冊にまとめました。

エンディングノートは、  
愛する家族への  
ラストラブレター。  
そして自分の人生の  
リスタートノート。

笑顔相続  
を迎えるために



相続診断士の方に、通常1,050円の  
エンディングノートを420円の特別価格で！

相続診断士の資格をお持ちの方だけに、1冊420円でご購入頂けます。※10冊単位

みんなの笑顔それが私たちの実績です。



笑顔で相続を迎えて頂く為の資格、「相続診断士」を取得しませんか？

「大相続時代」の備える新資格登場  
**相続診断士<sup>®</sup>**

「相続診断士」は、一般社団法人 相続診断協会の登録商標です。

資格のお申し込みや詳細はインターネットでご確認下さい。

相続診断士

検索

<http://souzokushindan.com>

受験料 36,750 円 (テキスト・講習 DVD・認定料、年会費込)



一般社団法人 相続診断協会 「相続診断士」は、一般社団法人 相続診断協会の登録商標です。  
〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町7-16 日本橋兜町幸ビル6F TEL: 03-6661-9593 FAX: 03-6661-1196